

## 山形県荒廃森林緊急整備事業における協定の取扱いについて

## 1. 現行制度

## (1) 協定の目的

荒廃森林緊急整備事業を実施するにあたり、対象森林の公益的な機能を持続的に発揮されることを目的に、県と森林所有者の間で「森林環境緊急保全対策事業実施に関する協定書」を締結

## (2) 協定期間：20 年間

## (3) 協定の内容

- ① 皆伐・転用の禁止
- ② 森林整備の実施後は森林組合等の事業体と森林管理に関する委託契約を締結するなど、協定期間内の持続的な森林の管理を担保
- ③ 相続・譲渡した場合の協定の承継

## (4) 対象事業

- ① 委託事業（針葉樹林維持型・針広混交林型・里山林整備）  
旧（長期育成林整備・針広混交林整備・里山林整備）
- ② 補助事業（針葉樹林維持型（森林施業支援事業等））  
旧（長期育成林整備）

## 2. これまでの経過

## (1) H28 年度の「やまがた緑県民会議」での意見

- ① 協定期間を原則 20 年としているが、森林病虫害被害や気象害等を受け、公益的機能の低下が危ぶまれる場合は、状況によって柔軟に対応していただきたい。
- ② やまがた緑環境税の解釈を環境保全だけでなく、森林資源の循環利用についても考える必要があるのでは。やまがた緑環境税が障害になって、森林資源の利用が進まないことだけは避けたい。
- ③ 「20 年の協定期間の緩和」の件について森林組合からも意見が出ており、現場の意見として時間をかけて検討していただきたい。

## (2) R1 年度の「第 1 回やまがた緑環境税評価・検証委員会」での意見

協定の中に 20 年間は皆伐ができないという項目があり、結果的に伐れない、再造林もできないという支障が出てくると思っている。今後の県産木材の安定供給と再造林を進めるため、協定の縛りについて再造林を担保に外す議論をお願いしたい。

## (3) 対応状況

上記 (1) の①については、H29 年度以降の山形県荒廃森林緊急整備事業実施要領に「協定期間中に森林病虫害被害や気象害を受け、公益的機能の維持が困難となった場合は、やまがた緑県民会議において協定内容について検討するものとする。」の文言を追加。

## 3. 現状と課題

荒廃森林緊急整備事業で間伐した箇所において、

## (1) 事例 1

- ・標準伐期齢(東南村山・西村山・庄内：50 年、北村山：55 年、最上：60 年)を超え、皆伐可能な箇所が出始めている。
- ・また、協定期間の縛りにより森林経営計画の作成において、隣接地と一体的な皆伐・再造林を計画できず、結果としてその場所が取り残される事例も出てきている。

## (2) 事例 2

- ・松くい虫被害や年々増加傾向にあるクマハギ被害等を受け、皆伐・植替え等の迅速な対応ができない事例が出てきている。

## (3) 課題

- ・このような箇所は、今後増えていくことが予想され、森林資源の循環利用や公益的機能の持続的な発揮の支障となる恐れがある。

## 4. 今後の方針

## ① 対応（案）

- ・標準伐期齢を超え、かつ事業実施の翌年度から起算して 10 年以上経過した箇所について、森林経営計画<sup>※1</sup>に組み入れ、隣接地と一体的な皆伐・再造林を行う場合は、伐採年度の翌年度末までに再造林を行うことを担保に協定期間内の皆伐を認める。
- ・森林病虫害獣害や気象害等の発生により、森林の公益的機能が低下している又は、低下の恐れがある場合は、伐採年度の翌年度末までに再造林を行うことを担保に協定期間内の皆伐を認める。

## ② 現協定の取扱い

- ・20 年間の協定期間、現在の協定内容は継続する。  
但し、森林組合等との森林管理に関する委託契約等を変更し、再造林下刈等の作業を追加。

## ③ その他

- ・年 1 回、「評価・検証委員会」に実施状況を報告する。

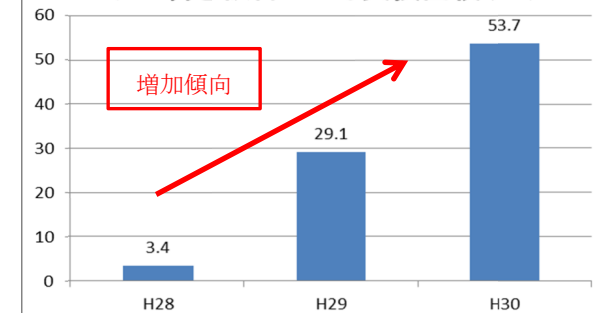
※1 森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。

## 【事業体へのアンケート調査結果】

○聞き取り事業体数：28 団体

うち **9 団体 (36 箇所)** で、**20 年間の協定が支障となり、森林経営計画の作成において、隣接地と一体的な皆伐・再造林を計画できなかったと回答**

クマ剥ぎ被害による実損面積 (ha)



松くい虫被害



クマ剥ぎ被害